

平成30年4月6日開催

第1回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成30年度 第1回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成30年4月6日(金)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 14時16分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 14人
- | | | |
|---------|-----|-------|
| 会 長 | 18番 | 新国 純一 |
| 会長職務代理者 | 17番 | 石丸 博雄 |
| 委 員 | 1番 | 菅井 誠 |
| 委 員 | 2番 | 菅井 美德 |
| 委 員 | 3番 | 原田喜一郎 |
| 委 員 | 4番 | 西原 弘子 |
| 委 員 | 5番 | 石山 幸一 |
| 委 員 | 6番 | 大河原正一 |
| 委 員 | 9番 | 小野 人司 |
| 委 員 | 10番 | 須藤 智弘 |
| 委 員 | 11番 | 中村 肇 |
| 委 員 | 12番 | 笹原 仁 |
| 委 員 | 13番 | 岡田 一司 |
| 委 員 | 16番 | 鈴木 和弘 |
5. 欠席委員 4人
- | | | |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 7番 | 梶田 政實 |
| 委 員 | 8番 | 早川 剛司 |
| 委 員 | 14番 | 林 秀和 |
| 委 員 | 15番 | 上野 邦彦 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 6番 | 大河原正一 |
| 委 員 | 16番 | 鈴木 和弘 |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について

報告第2号 平成29年度農業委員会事務報告について

議案第1号 平成30年度遠軽町農業委員会活動日程等について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 河川区域内の土地(農地)の権利譲渡承認申請について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	河本 伸二
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	斉藤 勝彦
農地・農業振興担当係長	森谷 智之
農地・農業振興担当係長	梶田 淳一
農地・農業振興担当主任	市原 英二

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された平成30年度第1回（H30.4.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、6番 大河原委員、16番 鈴木委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. H30.3.6（火）13：30～

第12回農業委員会総会

2. H30.3.8（木）～16（金）10：00～

第2回遠軽町議会（定例会）

新国会長、河本事務局長出席

3. H30.3.19（月）13：30～

遠軽版農業人フェア【役場3階大会議室】新国会長、小川係長出席

【内 容】

フェアには60人が参加し、北海道農業公社の斉藤就農コーディネーターの講演の後、経営移譲者、経営継承者、地域農業者がそれぞれの立場で語るパネルディスカッションが行われ、さまざまな意見が交わされました。

4. H30.3.19（月）13：00～

北海道農業会議第84回総会及び平成29年度市町村農業委員会会長・事務局長特別研修会【札幌市第2水産ビル】河本事務局長出席

【内 容】

総会の前段では、農業委員会委員・事務局職員の表彰が行われ、委員18人と事務局職員7人、2つの農業委員会が表彰されました。

総会では、平成30年度の事業計画や予算案などが承認されました。

総会後に行われた研修会では、北海道農業共済組合 新田会長から収入保険制度と農災制度の見直しについて、札幌国税局 山寄係長から消費税の軽減税率制度の実施についての研修を受けました。

5. H30. 4. 4 (水) 20:00～

遠軽町青少年クラブ平成30年度定期総会【網走農業改良普及センター遠軽支所】小川係長、斉藤係長出席

【内 容】

平成29年度事業活動報告及び収支決算報告と平成30年度事業計画及び収支予算案が承認されました。

6. H30. 4. 6 (金) 10:30～

平成30年度遠軽町農業担い手対策協議会第1回定期総会【役場3階中会議室】河本事務局長出席

【内 容】

昨年10月に設立した本協議会の半年間の事業報告及び収支決算、新年度に向けた事業計画及び収支予算案について承認されました。

◆今後の予定

1. H30. 4. 9 (月)～10 (火)

第96回オホーツク農業委員会連合会通常総会【紋別市紋別セントラルホテル】

新国会長、河本事務局長出席予定

2. H30. 5. 8 (火) 13:30～

第2回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。

審議の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1. 任命を解く職員

係 長 大西 晋吾

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長の職を解く

併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

主 任 原 吉生

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当の職を解く
遠軽町に出向を命ずる

2. 任命をする職員

係 長 齊藤 勝彦

遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長を命ずる

主 任 市原 英二

遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当を命ずる

3. 任免年月日

平成30年4月1日

以上で説明を終わります。

議 長 これより、報告第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を終わります。

議 長 暫時休憩します。(13:35～13:37)
(新職員挨拶)

議 長 再開します。

次に、報告第2号「平成29年度農業委員会事務報告について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 報告第2号「平成29年度農業委員会事務報告について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

議案につきましては、事前に配布をしておりますので、要点のみを報告したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

1の組織につきましては、会長をはじめ各委員、事務局について載せてございます。

2の農業委員会総会等の開催でございますが、総会を12回、農政部

会・農地部会・農業後継者対策特別委員会を各1回、農地利用状況調査を各地域で1回開催しております。

4の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく事務につきまして、3条については3件351, 779㎡、4条については4件7, 804㎡、5条については3件22, 160㎡、18条については12件713, 498㎡の取り扱い、基盤強化法については31件2, 174, 563㎡の取り扱いとなっております。

5の農地移動あっせん事務については、「成立」10件735, 489㎡、「取下げ」1件16, 100㎡の取り扱いとなっております。

7の農業後継者対策事業については、農業後継者と京都女性との交流会事業に2名参加し、130, 000円を支出しています。

8の農業者年金関係事務につきましては、237件の受付をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、報告第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第2号「平成29年度農業委員会事務報告について」を終わります。

議 長 次に、議案第1号「平成30年度遠軽町農業委員会活動日程等について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「平成30年度遠軽町農業委員会活動日程等について」の説明をいたします。議案書をご覧ください。

別紙の活動日程(予定)につきましては、本日の農業委員会の総会をはじめ、以下のとおり予定しております。

なお、8月1～10日の「各地域ごとの農地パトロール(利用状況調査)週間」では、各委員にご協力をお願いいたします。

また、1月中旬予定の「全道農業者年金研修会及び農業委員会活動強化研修会」では、毎年6名程度の委員の参加を予定していますので、時期になりましたら聞き取りを行う予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

貸借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「75, 904」

3 通知の理由

平成20年6月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸借を設定したが、その農地について貸貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1につきましては、賃貸借でございます。

整理番号1・所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一、畑、田・現況は全て畑」・面積(㎡)「5筆合計 57,929」・貸主「●●●●」・労働力(人)「3」・経営面積(㎡)「畑 827,828」・申請理由「新規法人設立のため」・借主「●●●●」・労働力(人)「2」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「新規法人設立のため」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号2につきましては、所有権移転でございます。

整理番号2・所在「生田原●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「4筆合計 31,520」・譲渡人「●●●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 0」・申請理由「所有農地処分のため」・譲受人「●●●●」・労働力(人)「4」・経営面積(㎡)「畑 1,101,318」・申請理由「経営規模拡大のため」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

続いて、議案第3号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「河川区域内の土地（農地）の権利譲渡承認申請について」3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「河川区域内の土地（農地）の権利譲渡承認申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所・氏名

譲渡人 紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

譲受人 紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●地先」・現況「畑」・面積
(㎡)「10,250」

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●地先」・現況「畑」・面積
(㎡)「5,930」

3 申請の理由

譲渡人 以前、賃貸借していた農地について譲受人が新たに賃貸借したので、隣接する当該地（河川敷地）の権利についても譲渡したい。

譲受人 新たに農地を賃貸借したので、隣接する当該地の権利も譲り受け、営農の充実と生産性の向上を図りたい。

4 経営の状況

区分「譲受人」・自作地（㎡）「91, 654」・貸付地（㎡）
「ー」・借入地（㎡）「170, 179」・合計（㎡）「261,
833」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

その2

1 申請人の住所・氏名

譲渡人 紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

譲受人 紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●地先」・現況「畑」・面積
（㎡）「1, 111」

3 申請の理由

譲渡人 既に経営移譲しており、賃貸借している農地に隣接する
当該地（河川敷地）の権利についても譲渡したい。

譲受人 賃貸借した農地に隣接する当該地の権利も譲り受け、営
農の充実と生産性の向上を図りたい。

4 経営の状況

区分「譲受人」・自作地（㎡）「561, 618」・貸付地（㎡）
「ー」・借入地（㎡）「244, 021」・合計（㎡）「805,
639」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

その3

1 申請人の住所・氏名

譲渡人 札幌市 ●●●
●● ●●

譲受人 紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●地先」・現況「畑」・面積
（㎡）「4, 401」

3 申請の理由

譲渡人 以前から賃貸借している農地について、隣接する当該地
（河川敷地）の権利についても譲渡したい。

譲受人 賃貸借している農地に隣接する当該地の権利も譲り受け、
営農の充実と生産性の向上を図りたい。

4 経営の状況

区分「譲受人」・自作地（㎡）「522, 365」・貸付地（㎡）
「ー」・借入地（㎡）「597, 436」・合計（㎡）「1, 11
9, 801」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「その1」についての質疑を行います。「農業
委員会等に関する法律31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する
委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：53～13：53）

議長 再開します。

これより、議案第4号「その1」の質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第4号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「その1」の審議が終了しましたので「●番 ●●委員」、
「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。（13：54～13：54）

議長 再開します。

●●委員と●●委員に申し上げます。

議案第4号「その1」については、原案のとおり決定しましたので、
その旨をご報告します。

続いて、議案第4号「その2」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

議案第4号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

これより、議案第4号「その3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第4号「その3」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「あっせん委員の指名について」3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●、遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外1筆」・
地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2筆合計 75,
941」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、議案第2号で合意解約した農地であります。

その2

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外4筆」・地目「公簿一畑、
用悪水路・現況は全て畑」・面積 (㎡) 「5筆合計
38,675」

- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

その3

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一山林、畑・現況は全て畑」・面積(m²)「2筆合計 9,927」

- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局

以上で説明を終わります。

議長

これより、議案第5号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「その3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
それでは、議案第5号「その1」のあっせん委員については、13番岡田委員、17番石丸委員、議案第5号「その2」のあっせん委員については、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、議案第5号「その3」のあっせん委員については、4番西原委員、11番中村委員をそれぞれ

指名します。

各委員は、宜しく申し上げます。

次に、議案第6号「現況証明願いについて」12件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「3筆合計 947」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種住居地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号2、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2.79」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号3、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「223」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号4、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「284」・申請者「紋別郡興部町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号5、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「438」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「11,126」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号7、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「370」・申請者「紋別郡湧別町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号8、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「563」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号9、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「317」・申請者「紋別郡湧別町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番小野委

員、12番笹原委員、17番石丸委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番小野委員、12番笹原委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号10、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「11,189」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号11、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「3筆合計 48,848」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、1番菅井(誠)委員、13番岡田委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況は山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、1番菅井(誠)委員、13番岡田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号12、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「16,871」・申請者「紋別郡滝上町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登

記」・調査員「8番早川委員、3番原田委員、10番須藤委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況は山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番早川委員、3番原田委員、10番須藤委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第6号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号3」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号4」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号5」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号5」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号6」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号6」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号7」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号8」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号9」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号9」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号10」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号10」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号11」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号11」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号12」について、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、平成30年度第1回農業委員会総会を閉会します。